

社会福祉法人ふきのとう

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業

## ふきのとう訪問介護事業所あやべ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ふきのとう（以下、「事業者」という）が設置するふきのとう訪問介護事業所あやべ（以下、「事業所」という）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、利用者の日常生活の維持又は向上に努めるものとする。
  - 3 介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上に努めるとともに、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 5 前4項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）及び「綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」（平成28年3月28日告示第22号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものと

する。

- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ふきのとう訪問介護事業所あやべ
- (2) 所在地 京都府綾部市岡町長田 3 番地の 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名  
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 2 名以上  
サービス提供責任者は、指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する指導及び訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 3 名以上 (常勤換算 2.5 以上)  
訪問介護員等は身体介護や生活援助等サービスの提供を行う。
- (4) 事務職員 1 名 (他と兼務)  
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日  
事業所窓口は月曜日から金曜日までとする。  
サービス提供は月曜日から日曜日までとする。但し、年末年始(12月29日から1月3日まで)及びお盆(8月13日から8月15日まで)、その他法人が定める休日を除く。
- (2) 営業時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。  
サービス提供時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。  
但し、利用者の身体状況、介護状況等を勘案し、必要に応じて柔軟に対応

する。

※電話等により、24 時間連絡が可能な体制とする。

(事業内容)

第 6 条 指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 身体介護（食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助 等）
- (2) 生活支援（掃除、洗濯、食事の支度、買い物 等）

(利用料等)

第 7 条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、利用者負担額は指定訪問介護に係る費用基準額から当該指定訪問事業者を支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額とする。

- 2 介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供した場合の利用料の額は、綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱で定める額とし、利用者負担額は指定介護予防訪問サービスに係る費用基準額から当該指定介護予防訪問サービス事業者を支払われる介護予防・生活支援サービス事業（第 1 号事業）支給費の額を控除して得た額とする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
  - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う費用
    - ・通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満は 400 円
    - ・片道 10 キロメートル以上は、1 キロメートル毎に 50 円
  - (2) 正当な理由なく指定訪問介護サービスのキャンセルがあった場合のキャンセル料。
    - ・サービス提供の前営業日の営業時間内に連絡せず当日キャンセルした場合、通常介護保険報酬額の 50% の料金を徴収するものとする。但し、利用者の病変・急な入院等やむを得ない事情による中止を除く。
    - ・介護予防・日常生活支援総合事業サービスのうち、月額定額報酬のサービスについては、キャンセル料は徴収しない。
- 5 前項の費用の額に係るサービス提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、京都府綾部市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理及び感染症予防・まん延防止対策)

第11条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行なうとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント対策）

第13条 事業所は、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」に基づき、ハラスメントを防止するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員に対し、介護現場等におけるハラスメント対策について法人の取組方針を説明するとともに必要な研修を行うものとする。
- 3 事業所はハラスメント等に関する相談窓口を設置する。
- 4 事業所はハラスメント対策委員会を設置し発生防止と問題解決にあたるものとする。

（地域との連携等）

第14条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

（事故発生時の対応）

第15条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る担当の介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

（苦情処理等）

第16条 事業者は、提供した指定訪問介護又は介護予防訪問サービスに係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情等を受け付けた場合には、当該苦情等の内容について記録するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 17 条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2)継続研修 年 12 回以上

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持ものとする。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供をさせないものとする。
- 5 事業者は、居宅サービス計画(介護予防サービス計画等)の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。
- 6 事業所は、適切な指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。